

令和5年第1回教育委員会定例会次第

開催日時 令和5年1月27日（金）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所 南館4階 第3委員会室

1 議 題

- (1) オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願書
- (2) 令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (3) 市指定文化財の指定について
- (4) 令和5年度教職員定期人事異動について
- (5) 教職員等の処分について

2 報 告

- (1) 令和4年第6回市議会定例会について
- (2) 第2次かすがい市民文化振興プラン改定版（案）について
- (3) 第2次春日井市生涯学習推進計画改定版（案）について
- (4) 鷹来公民館大規模改修工事基本設計について
- (5) 春日井市教育大綱（改訂版）（案）について
- (6) 小中学校リニューアル工事基本設計の概要について
- (7) 春日井小学校リニューアル事業実施時期の変更について
- (8) 部活動の地域移行について

議題 1 オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願書

春日井市教育委員会会議規則第 7 条第 3 項に基づき、会議に付議してその採否を決めるもの。



令和4年12月9日

春日井市教育委員会教育委員長殿

日本の次世代を守る会

電話番号

賛同者

全国有志医師の会

全国有志議員の会

オミクロン対応ワクチン接種促進の差し止めを求める請願

特例承認である新型コロナワクチンの接種は予防接種法により、あくまで個々の自由意思で判断されなければならないものであるが、令和4年11月、文部科学省がオミクロン対応ワクチン接種の促進の呼び掛けをするよう教育委員会、学校教職員に求める通達を出した。

公的機関からの「促進」は、特に子供など社会的弱者に対しては強制性が懸念され、自由意思による自己決定権が損なわれる。

2021年以降、学校ではコロナワクチン接種が部活遠征や行事参加の条件にされた事例が発生している。これらは進学や学校生活の様々な機会を人質に取っての事実上の強制である。

また、通達には「児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう」の文言があるが、児童や保護者が主体的な判断をするには、ネット環境の有無等に左右されず、公正な情報が平等に届くことが前提となる。

今年1月、厚労省発表の接種後死者は1400名を上回り、インフルエンザワクチン接種後死者の70倍、10代のワクチン接種後死者はコロナ死者数を上回り、10代のワクチン接種後の重篤副反応報告数はコロナ重症者の60倍以上となった。

しかしこれらの情報は一切周知されないまま児童への接種が進められ、児童の死亡や重篤副反応が発生。その後、11月11日の接種後死者は1908名と増加の一途を辿っている。

更に、先日 CBC も報じた名古屋で行われた全国有志医師の会の緊急記者会見において、

厚生労働省人口動態統計から見てとれる今年 1 月からの約 7 万の超過死亡者数はコロナワクチンが原因であるとの報告があった。

https://twitter.com/novaccinekita11/status/1596791730577473536?s=46&t=1wd8QVxZD_b1PfF36DjRs_w

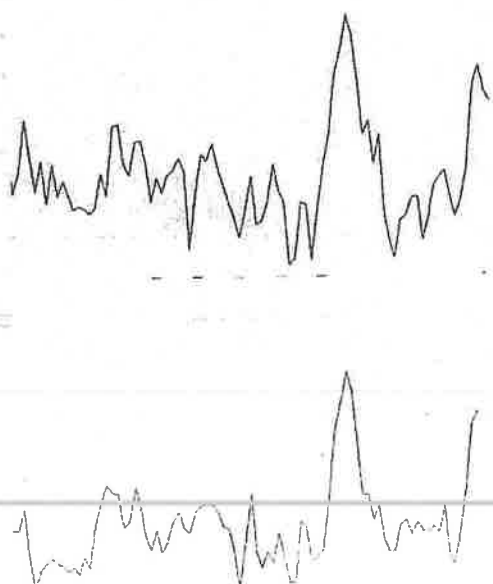
遺族を含む全ての保護者がこれらの情報を得て、「我が子が死亡する可能性も十分理解したうえで接種した」と納得していない以上、「公正な情報を得た上での主体的な判断」がされたとは言いがたい。更に今後、医学的知見がないにもかかわらず偏った情報でむやみに接種推奨、促進を行うことにより、児童や保護者に錯誤による接種や死亡等の重大事象が生じた場合、教育委員会はどうのように責任をとるのか。

特例承認の承認条件には「被接種者または代諾者に最新の有効性、安全性、特例承認の趣旨を説明する措置を講じること」があるが、現状ではそれらが講じられておらず、保護者や児童への圧力になりうる接種促進は教育委員会の所掌を逸脱するものである。

以上の理由により、以下の項目を請願する

1. 今後、医学的知見を持たない教育委員会がコロナワクチン接種の促進、推奨を行わないこと
2. 新型コロナワクチン接種後死者数、重篤副反応数、事例を接種券に同封、周知すること

以上



人口動態統計(月別死者数) 新型コロナウイルス感染症 2022年バージョン									
2022年			2021年	2020年	2019年	2018年	2017年	2015-2019年 5年平均	
	前年	前年比	前年	前年	前年	前年	前年	前年	前年
1月	140,290	141,800	-2,510	132,354	128,952	137,747	155,904	132,852	132,872
2月	135,884	125,582	11,412	117,632	115,954	117,244	122,425	119,433	116,147
3月	138,199	121,261	16,938	122,294	117,976	118,182	120,887	120,075	117,706
4月	120,893	116,439	4,454	117,084	112,407	111,854	108,670	104,092	107,881
5月	120,348	114,858	5,490	117,556	107,484	111,119	109,510	106,714	106,229
6月	110,854	105,600	5,254	107,722	99,351	101,284	98,475	98,072	97,847
7月	117,568	110,723	6,845	111,281	104,048	105,555	104,711	101,958	102,409
8月	135,643	112,557	23,086	118,822	119,848	110,475	108,193	102,881	105,624
9月	127,040	110,464	16,576	114,716	106,542	106,432	104,345	100,542	102,185
10月		112,792		119,767	117,144	113,257	113,114	110,214	110,792
11月		123,040		121,856	117,585	118,428	114,654	113,476	113,832
12月		134,844		135,609	134,877	128,808	122,211	121,528	124,714
合計	1,147,835	1,445,000	80,351	1,438,068	1,372,848	1,381,094	1,362,482	1,340,432	1,336,441

※ 2022年1月～12月の死者数は、2022年1月～12月の推定値です。2022年1月～12月の推定値は、2022年1月～12月の推定値と2022年1月～12月の推定値の差を調整したものです。

死者数2022年推定値との比較グラフ

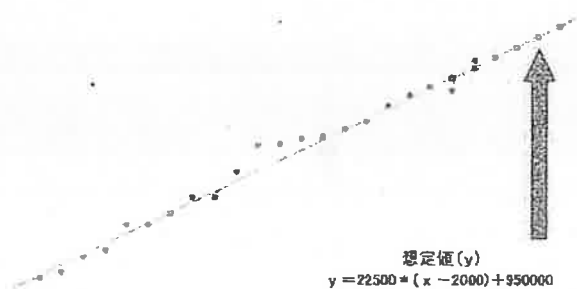


2022年推定値(1月～12月) 2022年推定値(1月～12月) 2022年推定値(1月～12月) 2022年推定値(1月～12月)

死者数		
西暦 (x)	死者数 (y)	死者数 (y)
2000年	841,651	
2001年	970,231	
2002年	952,279	
2003年	1,014,951	
2004年	1,028,602	
2005年	1,083,798	
2006年	1,084,451	
2007年	1,102,334	
2008年	1,142,407	
2009年	1,141,865	
2010年	1,197,014	
2011年	1,251,068	
2012年	1,256,359	
2013年	1,268,438	
2014年	1,273,025	
2015年	1,290,510	
2016年	1,305,158	
2017年	1,340,567	
2018年	1,362,479	
2019年	1,381,093	
2020年	1,372,755	1,400,000
2021年	1,436,803	1,422,500
2022年		1,445,000
2023年		1,467,500
2024年		1,490,000
2025年		1,512,500

※ 2021年以降推定

年間人口増加率



予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況について

○コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

・コミナティ筋注5～11歳用（ファイザー）（令和4年9月5日から令和4年10月9日報告分まで）

3. 報告症例一覧（医療機関からの報告）

2022年10月9日現在

2022年10月9日現在

[illegible]

1997

【検証】厚労省データ 心筋炎リスク情報も不適格
～新型コロナワクチン未接種扱い問題だけじゃない！
2 つの不適格データ問題を独自検証～サンテレビニュース



全国有志医師の会、遺族会の緊急会見をW解説

【大石が深掘り解説】

CBC ニュース



4人の子どもと妻を残し…ワクチン接種の3日後に死亡妻
は「ワクチンしか考えられない」【大石が深掘り解説】

CBC ニュース



なぜ息子は死亡したのか？

ワクチン接種後の状況を両親が告白【大石が深掘り解説】

CBC ニュース



全国有志医師の会 緊急記者会見 2022. 11. 23 有
志 Youtuber



子どもが名古屋市役所で記者会見給食で「黙食なくしたい」
中京テレビ NEWS



ワクチン後遺症の被害を防ぎたい

Twitter



議題2 令和5年度全国学力・学習状況調査の実施について

令和5年度全国学力・学習状況調査については、令和5年4月18日(火)に全小・中学校において実施するもの。



4 文科教第 1204 号
令和 4 年 12 月 7 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官

柳 孝

令和 5 年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、令和 5 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

実施要領においては、令和 4 年度の調査に関する実施要領から、以下の点について規定するなどの変更をしております。

- ・教科に関する調査について、国語、算数・数学に加えて中学校調査において英語を実施すること
- ・中学校英語「話すこと」調査及び一部の学校における児童生徒質問紙調査について、端末を活用したオンライン方式により実施すること

調査結果を十分に活用し、調査の目的を達成するため、

- ・各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと
- ・各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること

が重要です。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。



<本件担当>

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

電話：03-5253-4111（内線 3726）

議題3 市指定文化財の指定について

春日井市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、昭和56年6月19日に春日井市有形文化財に指定された「円福寺観音堂 附 厨子」のうち附厨子を次のように分割し、円福寺観音堂棟札6枚を追加し、春日井市指定有形文化財に指定するもの。

1 有形文化財の指定名称等

種別	名 称	員数	所在地	所有者
建造物	円福寺観音堂厨子	1 基	春日井市白山町 9丁目1番地	宗教法人 円福寺
建造物	円福寺観音堂 附 棟札6枚	1 棟	春日井市白山町 9丁目1番地	宗教法人 円福寺

2 指定日 告示の日



令和4年12月22日

春日井市教育委員会
教育長 水田 博和 様

春日井市文化財保護審議会
会長 長縄 秀孝



市指定文化財の指定について (答申)

令和4年12月1日付け4春教文第320号で諮問のありました次の文化財について、本審議会において慎重に審議した結果、市指定を可とする旨、指定理由書を付して答申します。

種別	名 称	員数	所在地	所有者
建造物	円福寺観音堂厨子	1 基	春日井市白山町 9丁目1番地	宗教法人 円福寺
建造物	円福寺観音堂 附 棟札6枚	6 枚	春日井市白山町 9丁目1番地	宗教法人 円福寺

指定理由書

種 別	有形文化財 建造物
名 称	円福寺観音堂厨子 (えんぷくじかんのんどうずし)
員 数	1 基
所 在 地	春日井市白山町 9 丁目 1 番地
所 有 者	宗教法人円福寺
構造及び形式	入母屋造、妻入、木製本瓦葺 正面 1 間 (1,182mm)、側面 1 間 (999mm)
時 代	室町時代 後期

由来及び沿革

円福寺は天台宗別格本山で、寺蔵の縁起によると養老 7 年 (723) の創建と伝えられている。平安、鎌倉期の状況は詳らかではないが、室町時代以降は寺運隆盛し、七堂伽藍と 12 の坊舎を擁したという。その後、天正年間 (1573~92) に兵火によって諸堂は灰燼に帰したというが、文禄元年 (1592) には中興弘盛によって復興がなされている。

現存する観音堂は棟札によって明暦 3 年 (1657) の再建であることが知られ、昭和 51 年 3 月に春日井市の指定文化財になっている。観音堂の内陣内に安置されている厨子は、昭和 56 年 6 月に観音堂の附指定に追加されている。

指定理由

円福寺観音堂厨子は、純粋な禅宗様で造られた宮殿型厨子で、建造年次を示す資料はないが、様式的には室町時代後期の遺構と推定され、円福寺が隆盛期を迎えた 15 世紀末頃の建造と考えられる。

元禄 8 年 (1695) の年記がある観音堂の棟札には「奉修復本堂内陣宮殿仏壇并天井四方之壁等所」の記載があり、この時に宮殿の修復が行われたことが知られる。表面に「塗方清原朝臣亀田隆伯秀勝」裏面に「一宮殿上塗 大山村 門四郎」と記されており、施工者と寄進者の名を知ることができる。

愛知県内で存在が知られている中世に遡る厨子の遺構は 14 基あり、そのいずれもが文化財に指定されている。円福寺観音堂内厨子も、重文附指定の高田寺本堂内厨子 (北名古屋市・室町中期) や重文指定の財賀寺本堂内厨子 (豊川市・文明 15 年 : 1483)、重文附指定の妙源寺柳堂内厨子 (岡崎市・室町後期) に比肩するものであり、当地域における厨子の特質や変遷過程を知る上でも貴重な遺構である。また、厨子が安置される観音堂 (市指定文化財) より 150 年以上古い遺構でもあり、現状の附指定 (観音堂の関連資料・附属物としての指定) ではなく、厨子単独での指定文化財の価値を十分に有しているといえる。春日井市指定文化財として長く保存されるべき遺構である。



観音堂内厨子 正面



観音堂内厨子 正・側面



観音堂内厨子 正・側面（開扉）



観音堂内厨子 側面上部



観音堂内厨子 軒見上げ



観音堂内厨子 正・側面 柱根部

指定理由書

種 別	有形文化財 建造物
名 称	円福寺観音堂 附 棟札6枚 (えんぷくじかんのんどう つけたり むなふだ6まい)
員 数	6枚
所 在 地	春日井市白山町9丁目1番地
所 有 者	宗教法人円福寺
時 代	明暦3年2枚、元禄8年1枚、享保2年1枚、元文2年1枚、 文政5年1枚

由来及び沿革

円福寺は天台宗別格本山で、寺蔵の縁起によると養老7年(723)の創建と伝えられている。平安、鎌倉期の状況は詳らかではないが、室町時代以降は寺運隆盛し、七堂伽藍と12の坊舎を擁したという。その後、天正年間(1573~92)に兵火によって諸堂は灰燼に帰したというが、文禄元年(1592)には中興弘盛によって復興がなされている。

現存する観音堂は棟札によって明暦3年(1657)の再建であることが知られ、昭和51年3月に春日井市の指定文化財になっている。

昭和54年に保存修理工事が実施され、桧瓦葺に改造されていた屋根が柿型銅板葺に葺替えられ、奥行を1間に縮小され正側面を吹き放しに改造されていた外陣も元の姿に復原された。

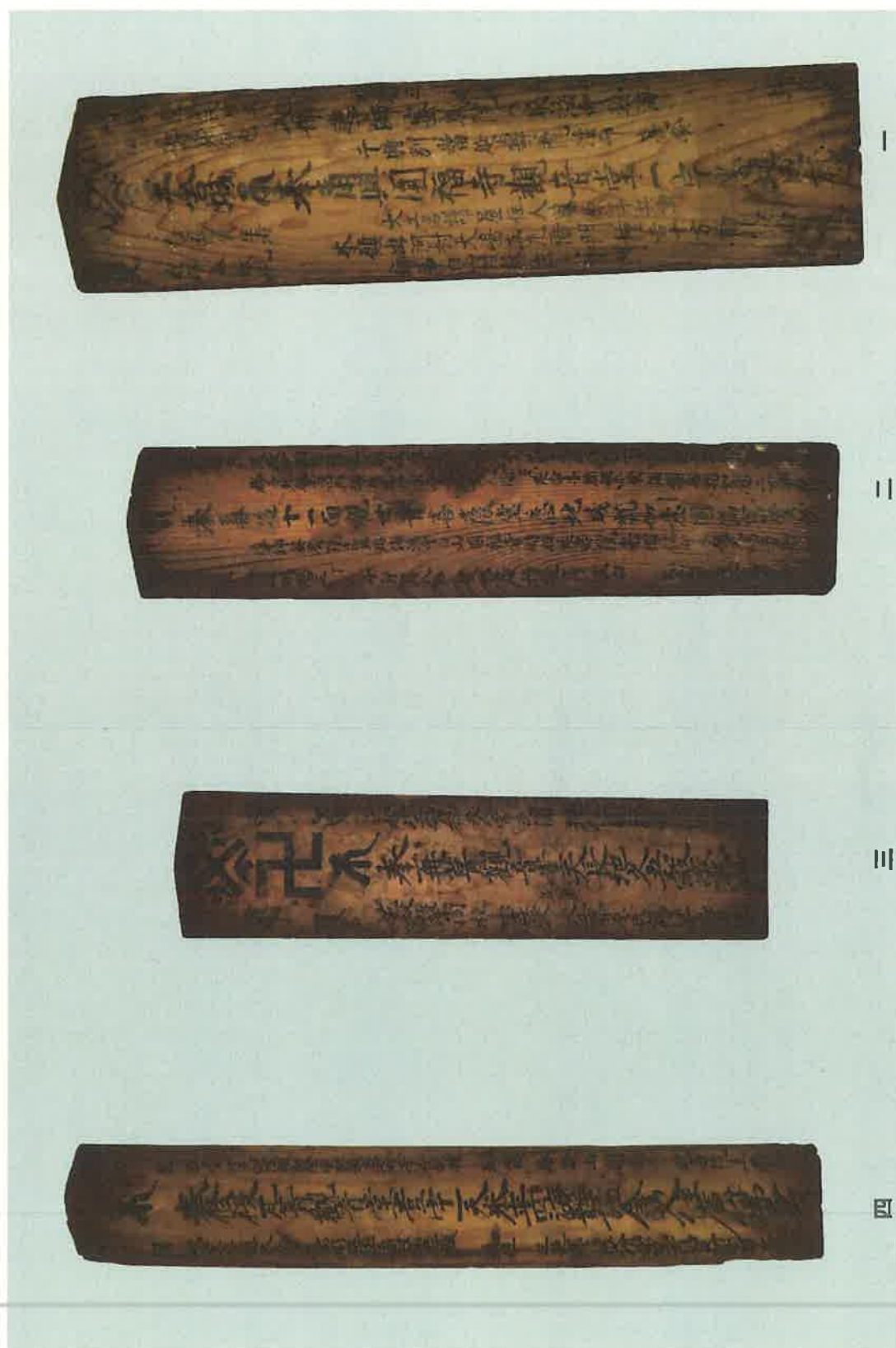
指定理由

円福寺には、現存する観音堂の再建・修復に関する棟札が6枚残されている(明暦3年(1657)の年記があるもの2枚、元禄8年(1695)の年記があるもの1枚、享保2年(1717)の年記があるもの1枚、元文2年(1737)の年記があるもの1枚、文政5年(1822)の年記があるもの1枚)。

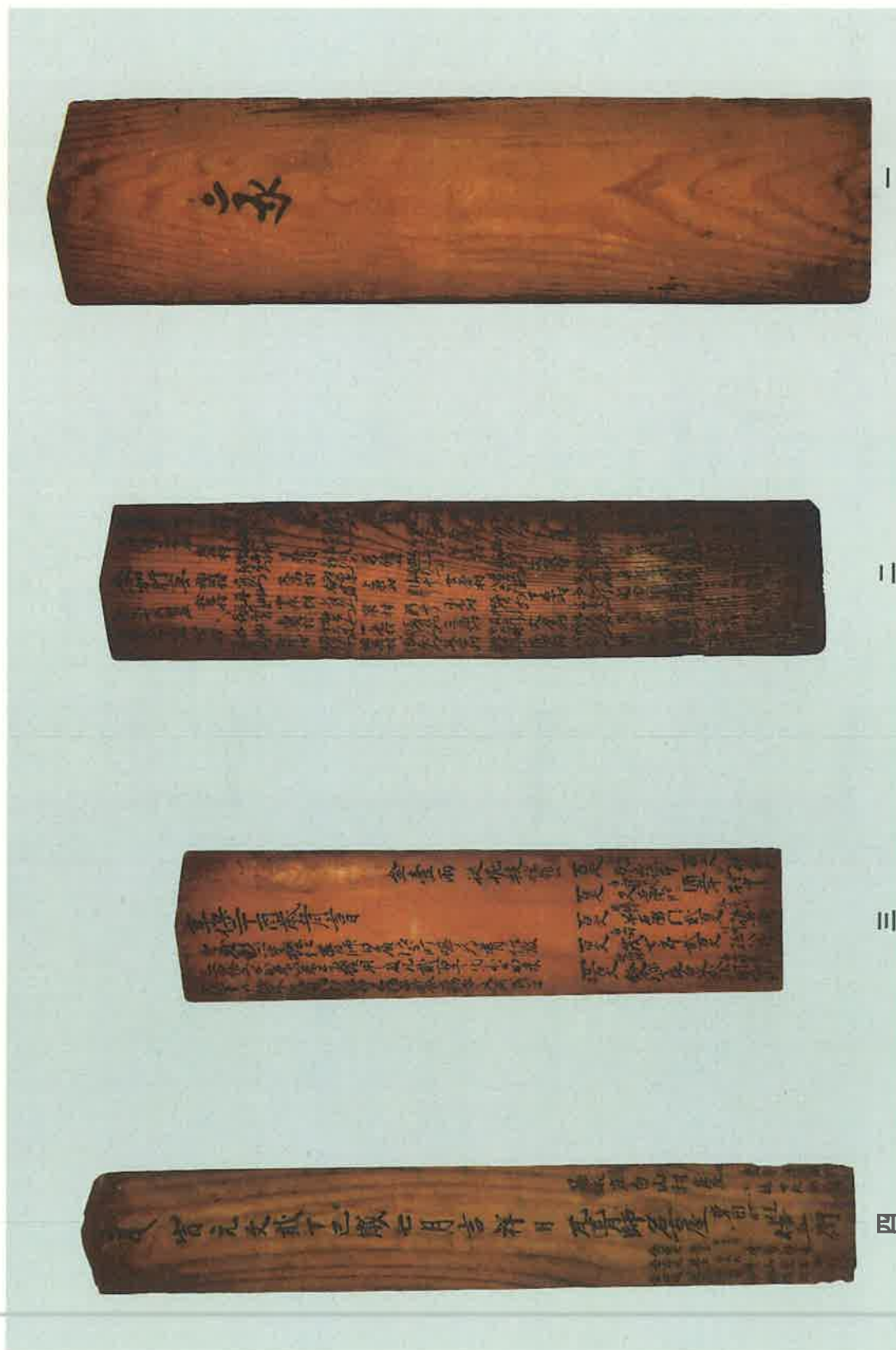
観音堂は明暦3年(1657)の再建であること、元禄8年(1695)には内陣の改造が実施され、同時に本尊十一面観音菩薩立像と脇立である不動明王立像・毘沙門天立像の修理および三十三身立像の再興が行われたことが棟札によって知られる。さらに元文2年(1737)には、それまで柿葺であった屋根を瓦葺に改める改造が成されたことも棟札から窺い知ることができる。

これらの棟札によって再建年次や修復年次およびその内容、願主、工匠、寄進者など普請に関わった人物などを具体的に知ることが出来る。市指定文化財である観音堂の関連資料として極めて重要であり、歴史史料としても高い価値を有している。

観音堂(建造物)の附指定文化財として保存されることが望まれる。



円福寺観音堂 再建・葺替・修復 棟札（才木子）



円福寺観音堂 再建・葺替・修復 棟札 (ウラ)



六

(ウラ)



六

(オモテ)

五

円福寺観音堂 内陣改修・屋根修理 棟札

議題4 令和5年度教職員定期人事異動について

令和5年度教職員定期人事異動を実施するもの。

議題 5 教職員等の処分について

報告 1 令和4年第6回市議会定例会について

令和4年第6回市議会定例会について

一般議案【原案可決】

1 春日井市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

- (1) 東部調理場の名称を東部第1調理場とするもの（第2条関係）
- (2) 白山調理場を廃止し、次のとおり新たに調理場を設けるもの（第2条関係）

名 称	位 置
東部第2調理場	春日井市庄名町 348 番地 1

- (3) 施行日 令和5年4月1日

令和4年度一般会計補正予算【原案可決】

教育費 197,643 千円

燃料・光熱費 177,300 千円

1 燃料費	2,400 千円
2 電気料	66,800 千円
3 ガス料	108,100 千円

人件費 20,343 千円

1 報酬	3,033 千円
2 給料	6,690 千円
3 職員手当等	10,620 千円
(1) 地域手当	399 千円
(2) 期末手当	6,497 千円
(3) 勤勉手当	3,724 千円

財源更正

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策

二酸化炭素測定器購入

国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,000 千円

繰入金

財政調整基金繰入金 $\Delta 10,000$ 千円

2 小中学校給食材料費高騰対策

国庫支出金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 72,000 千円

繰入金

財政調整基金繰入金 $\Delta 72,000$ 千円

■ 一般質問 ■

質問事項	質問要旨	答弁要旨
1 小学生の居場所について	(1) 学校へ行けない小学生の支援として、中学校の登校支援室のような居場所を設置する考えはないかについて問う。	(1) 中学校の登校支援室は、多くの生徒が利用し、不登校者数の減少に一定の効果が認められることから、小学校にも同様な居場所を設置したいと考えている。しかし、中学校と違い、1校当たりの不登校者数は少なく、多くの利用者が見込めない。 そこで、既存の心の教室相談員を常勤化することで、居場所的な機能を持たせようと、令和2年度に1校、令和3年度から3校で試行している。 今後は、常勤化対象校の拡大を検討していく。
	(2) 心の教室相談員の常勤化を試行している3校はどこか。また、拡大を検討するとのことだが、その規模とスケジュールについての考え方を問う。	(2) 常勤化を試行している小学校は、東野、柏原、丸田の3小学校。 常勤化の拡大については、不登校者がいない学校、不登校者数が1人から3人程度の学校など、学校によって不登校の状況が様々であることから、不登校者数が多い学校への拡大を検討していく。 また、常勤での勤務が難しい心の教室相談員が多いことから、常勤可能な心の教室相談員の確保状況を見ながら拡大については検討していく。
2 フリースクールとの連携について	(1) 本年第3回市議会定例会において、フリースクールとの連携を深めるために作成中との答弁があった「民間施設等での活動を出席扱いとする本市の方針」について、どのような考えを基本にしているのか、作成状況はどうか、今後どのように決定していくのかについて問う。	(1) 民間施設等での活動を出席扱いとする方針については、現在、「フリースクール等民間施設についてのガイドライン」の作成を行っており、次の7つの視点から検討している。 ①実施主体について ②事業運営の在り方と透明性の確保について ③相談・指導の在り方について ④相談・指導スタッフについて ⑤施設・設備について ⑥学校・教育委員会と施設との関係について ⑦家庭と施設との関係について 特に、判断が難しい、③相談・指導の在り方については、教科等における学習活動だけでなく、社会的自立を促す活動、ソーシャルスキルトレーニング、教育相談・カウンセリング等、幅広い活動に対し出席扱いとする方向で検討している。 ガイドライン作成状況については、現在、市教委が作成した素案に対し、各学校からの意見を聴取しているところである。

質問事項	質問要旨	答弁要旨
		今後は、市内フリースクール等からも同様に意見を聴取し、これらの意見を参考に最終案を作成したうえで、令和5年3月の定例教育委員会で決定、令和5年4月からの運用を考えている。
	(2) フリースクール等の情報は、学校へ行けない子どもたちの保護者が、苦労して収集し、直接施設に問い合わせている現状がある。これらの保護者に、行政より、情報提供する考えがないかについて問う。	(2) 市教委としては、まずは、公教育の中での子どもたちの居場所を提供することに注力したいと考えている。 学校が安易に情報提供することで、学校への信頼感を失う恐れもあることから、フリースクール等の情報は、子ども政策課で、「春日井の子ども・若者支援機関」の冊子を作成し、情報提供を行っている。 また、教員ではない立場のスクールソーシャルワーカーが、個別相談の中でも情報提供を行っている。
3 フリースクールの運営支援、利用支援について	(1) フリースクール運営者と利用者に対する経済的支援を実施する考えがないかを問う。	(1) フリースクール運営者と利用者への経済的支援については、市では令和3年度から、フリースクール運営者に対し、子ども政策課が所管する「子ども子育て支援団体補助金」で、年間3万円の運営費を補助している。 市教委としては、フリースクールを教育施設として位置づけることは、補助金等の公的な支援も含め慎重に判断する必要があると考えており、このことから、市教委からフリースクール運営者への経済支援については、現時点では考えていない。 一方、フリースクール利用者に対する経済的な支援については、教育サービスや教材購入に利用を限定したクーポン券を提供する等の自治体もあることから、引き続き先進自治体の状況を調査研究していく。
4 宗教2世への支援について	(1) 宗教2世の多くは、相談相手に距離をおかれたり、親に露見したりすることを恐れて相談をためらう傾向がある。学校等、子どもが目につきやすいところに、ためらわず気軽に相談できるよう、「匿名で相談できる連絡先」を掲示する等の周知を行う考えはないかについて問う。	(1) 子どもたちの様々な悩みに匿名で相談できる連絡先として、「24時間子供SOSダイヤル」、「子ども人権110番」、「子ども・若者総合相談」等がある。 学校では毎年、年度初め、長期休暇前、人権週間等に、子どもたち一人ひとりに、こうした相談先案内のチラシを配布し、周知に努めていることから、宗教に特化した相談先の掲示をする考えはない。

報告 2 第2次かすがい市民文化振興プラン改定版（案）について

報告 3 第2次春日井市生涯学習推進計画改定版（案）について

報告 4 鷹来公民館大規模改修工事基本設計について

鷹来公民館大規模改修工事基本設計について

1 目的

春日井市公共施設個別施設計画に基づき、目標使用年数の90年にわたり長期使用するため、建築から45年を迎える令和6年度に大規模改修工事を実施する。

2 工事の概要

(1) 大規模改修

躯体を残し、劣化した設備等（建具、空調配管、電気配線、給排水管等）を更新することで新築レベルまで機能回復

(2) 交流スペースの拡充、軽運動室等の新設

- ・公民館としての機能を継続し、だれもが気軽に集い交流する快適な施設となるよう、交流スペースの拡充やキッズコーナーを新設
- ・利用率の高いホール利用の分散を図るため、軽運動室を新設

(3) 実習室棟の建て替え

中央公民館の陶芸実習室機能を移転集約

3 施設概要

(1) 場所 春日井市町屋町3610番地1

(2) 構造・延床面積

ア 公民館棟 鉄筋コンクリート造 2階建て 1,353 m²

イ 実習室棟 軽量鉄骨造 平屋建て 約90 m²

(3) 施設構成

ア 公民館棟

事務室（サービスコーナー含む）、集会室、料理・多目的室、ホール（体育館）、図書室、音楽室【新設】、軽運動室【新設】、キッズコーナー【新設】、交流スペース【拡充】 等

イ 実習室棟 実習室、焼成室、収納庫

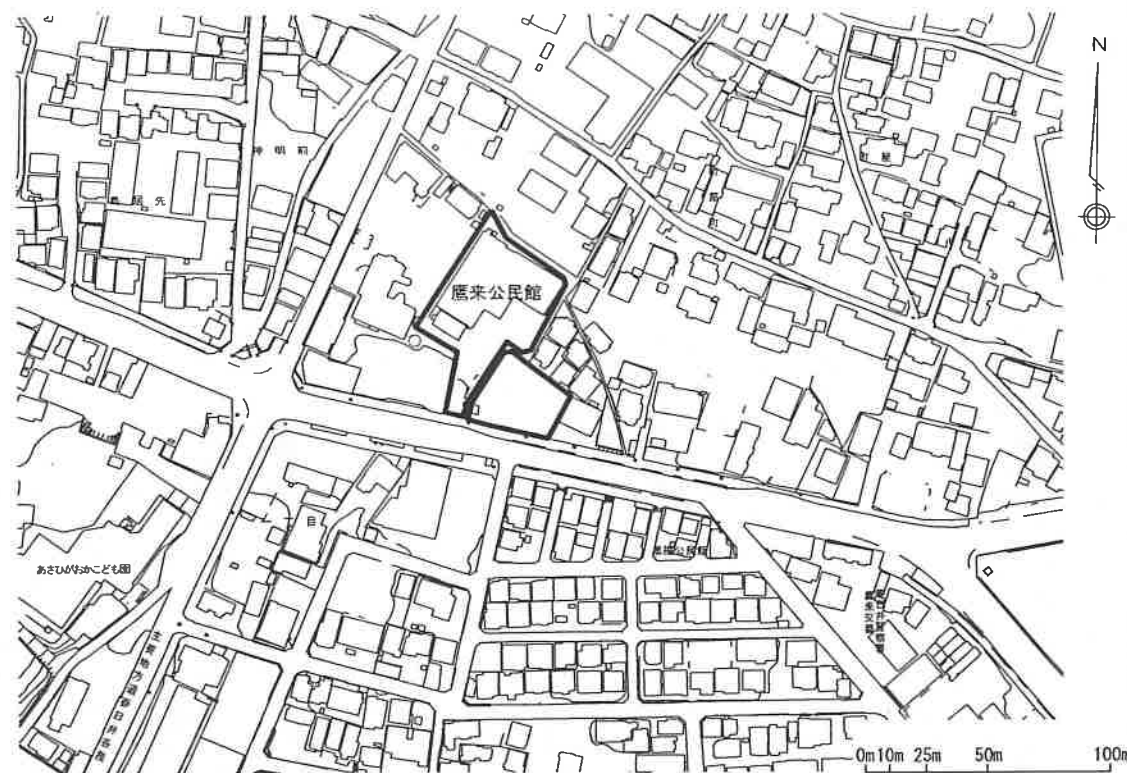
ウ 駐車場等 駐車場58台（うち車椅子利用者用駐車場2台、思いやり駐車場1台）、駐輪場10台

4 今後のスケジュール（予定）

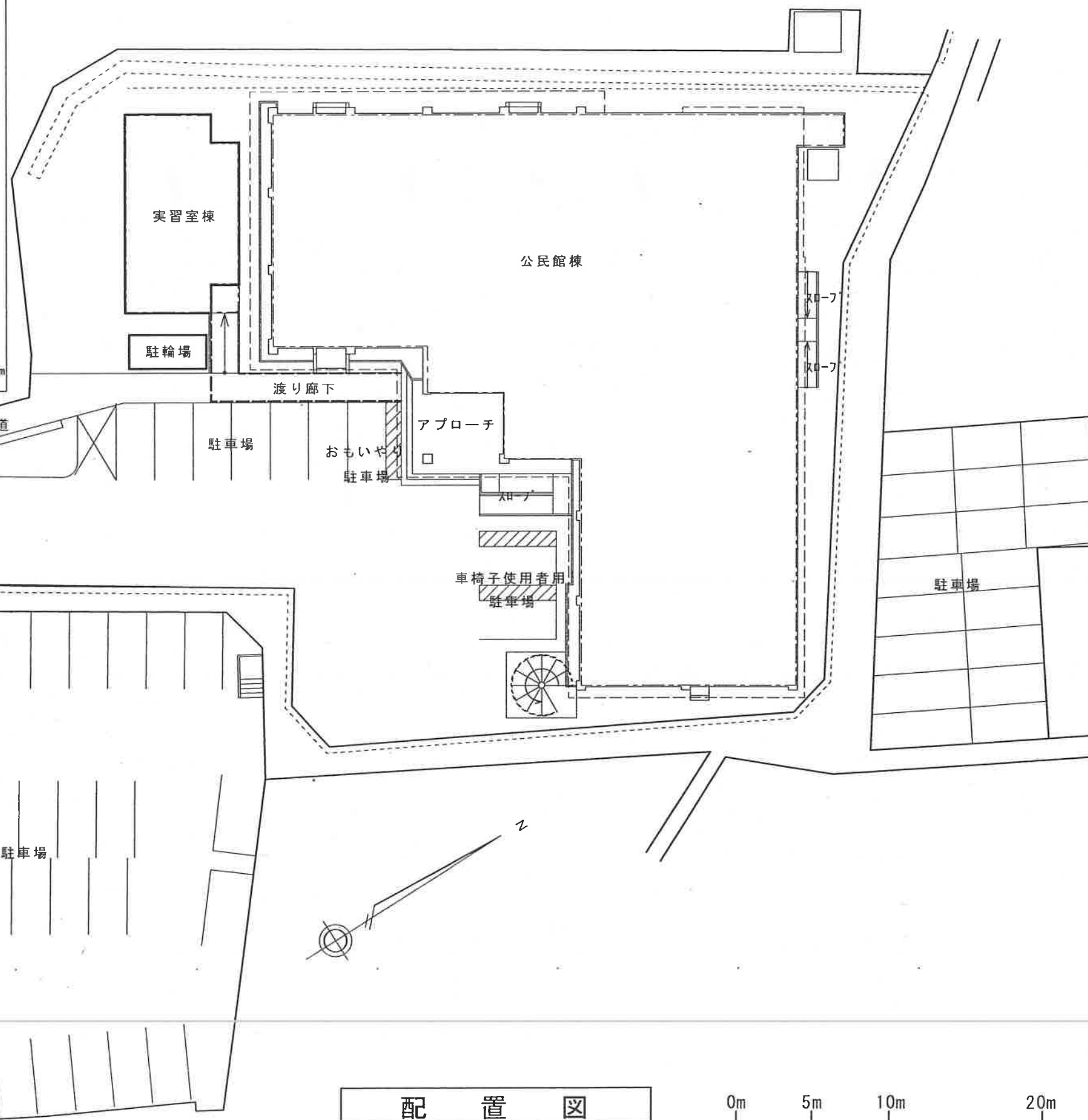
(1) 実施設計 令和5年度

(2) 工事期間 令和6年（中頃）～令和7年（中頃）

案内・配置図

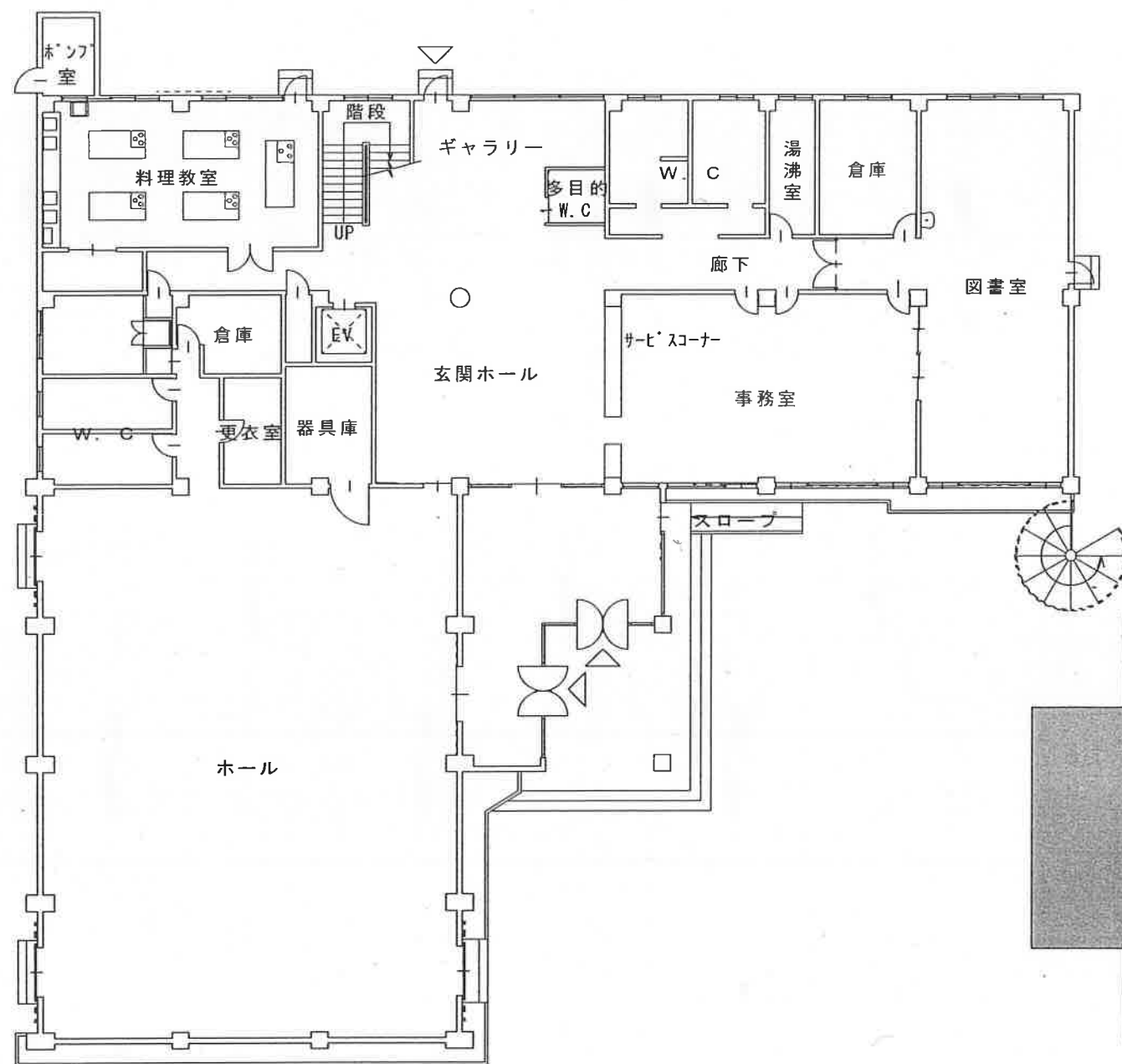


案内図

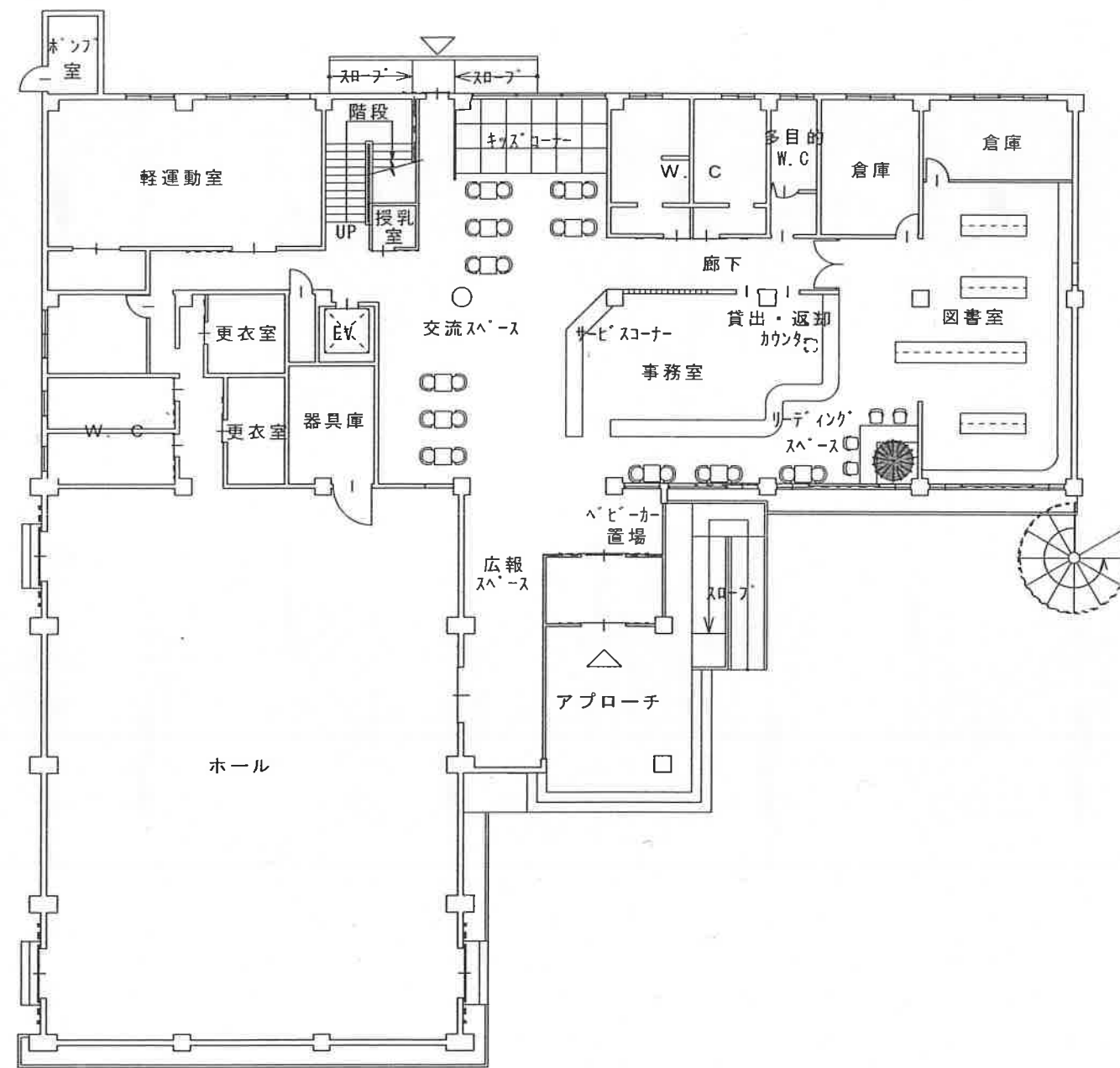


配置図

1 階 平 面 図



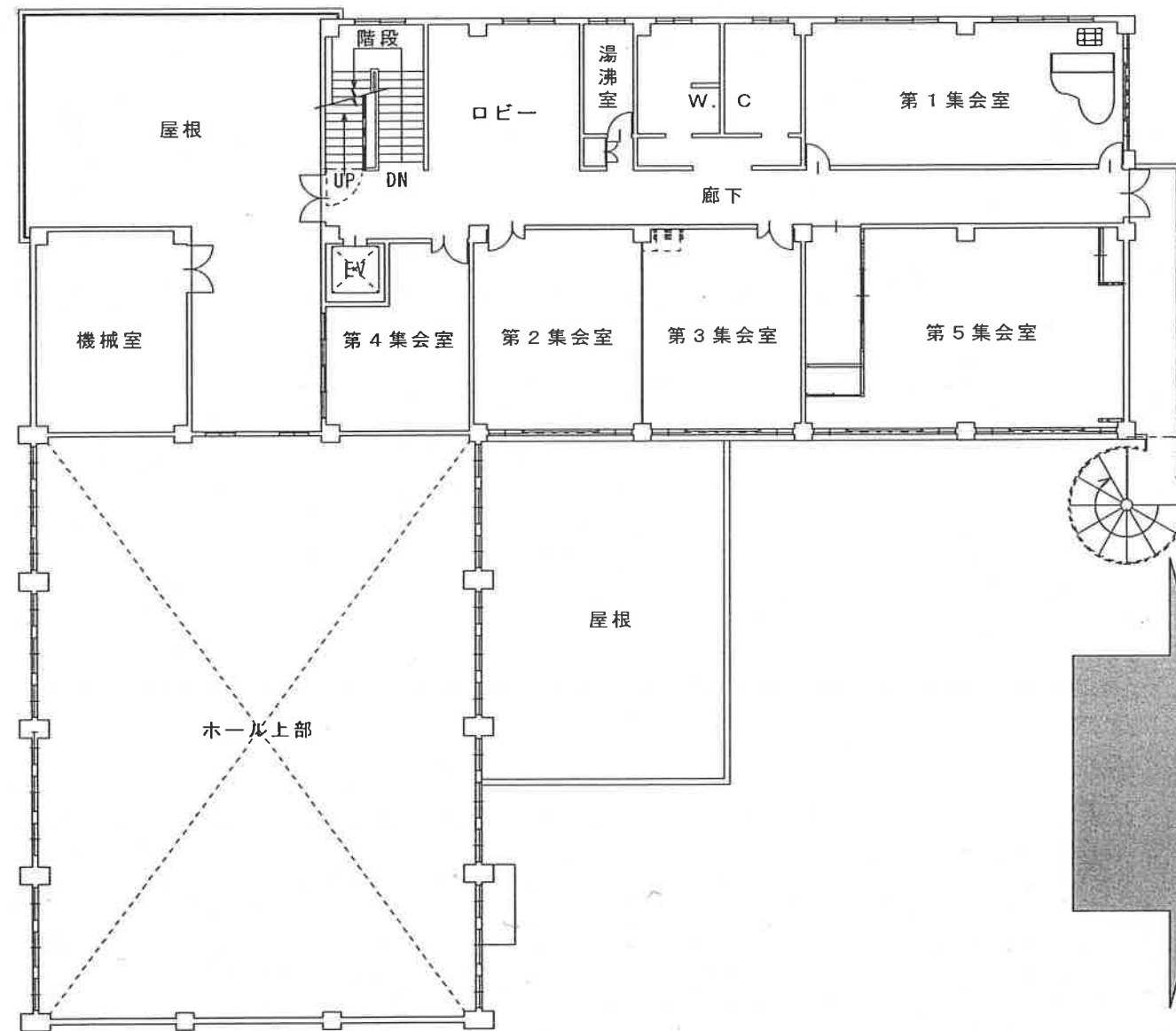
現 況



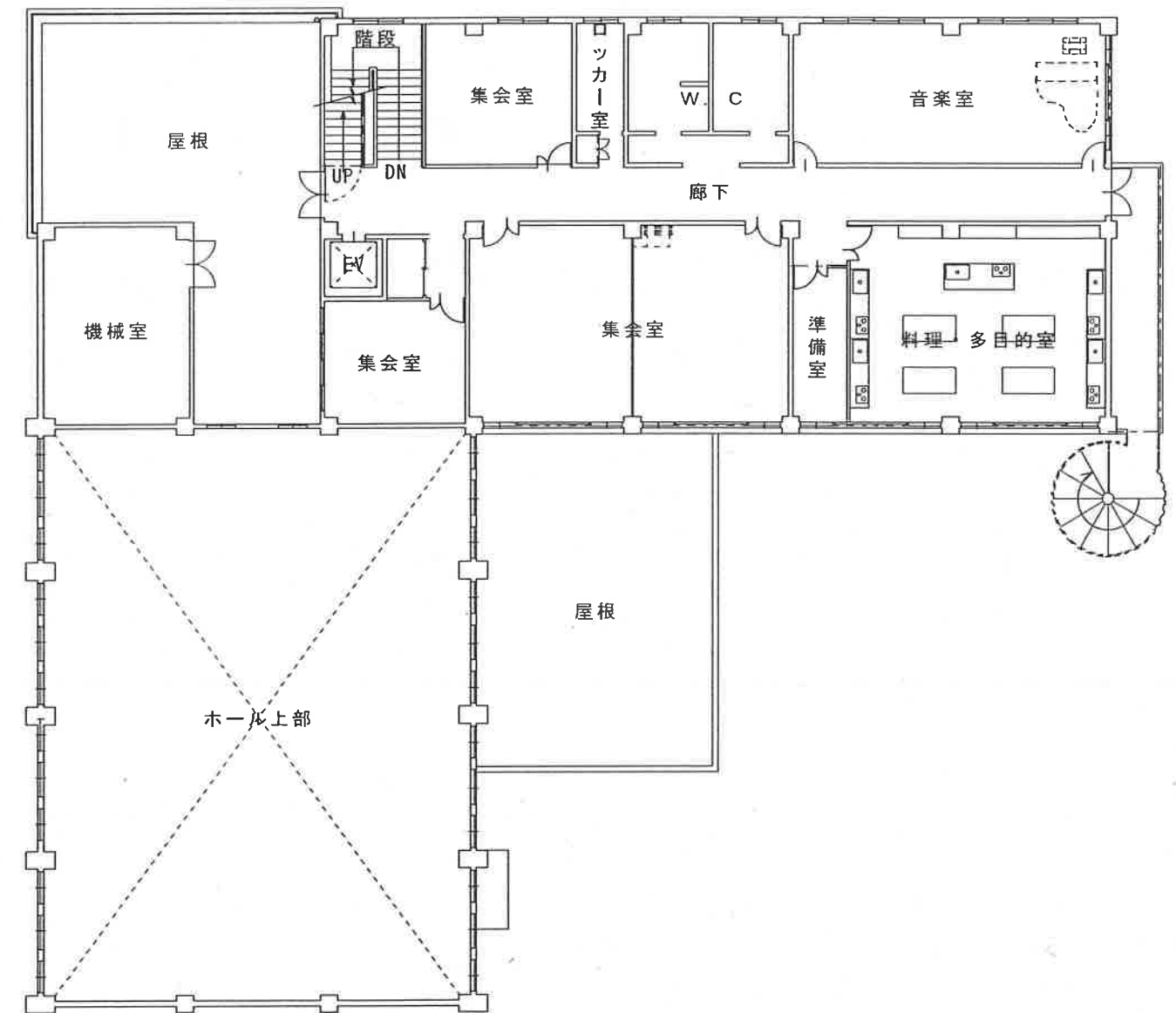
改 修 後

0m 2m 5m 10m

2 階 平 面 図



現 況



改 修 後

0m 2m 5m 10m

報告 5 春日井市教育大綱（改訂版）（案）について

報告6 小中学校リニューアル工事基本設計の概要について

報告 7 春日井小学校リニューアル事業実施時期の変更について

春日井小学校リニューアル事業実施時期の変更について

1 施設概要（令和5年3月末時点）

	構 造	階数	面 積	建築年度	経過年数
北館	鉄筋コンクリート造	4	2,583 m ²	昭和42年度	55年
本館	鉄筋コンクリート造	3	2,635 m ²	昭和37年度	60年
特別教室棟	鉄筋コンクリート造	1	137 m ²	昭和53年度	44年
体育館	鉄骨造	1	731 m ²	昭和48年度	49年

2 市公共施設個別施設計画の位置付け

春日井小学校は、現行の市公共施設個別施設計画において大規模改修を行い、施設を維持するとしています。計画では、第1期計画期間（令和2（2020）～令和8（2026）年度）の令和7（2025）年度から大規模改修工事を行うこととしています。

【春日井小学校リニューアル事業実施予定】

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
項目	基本設計	実施設計	大規模改修等（北館、本館、特別教室棟、体育館）		

3 実施時期の変更及び理由について

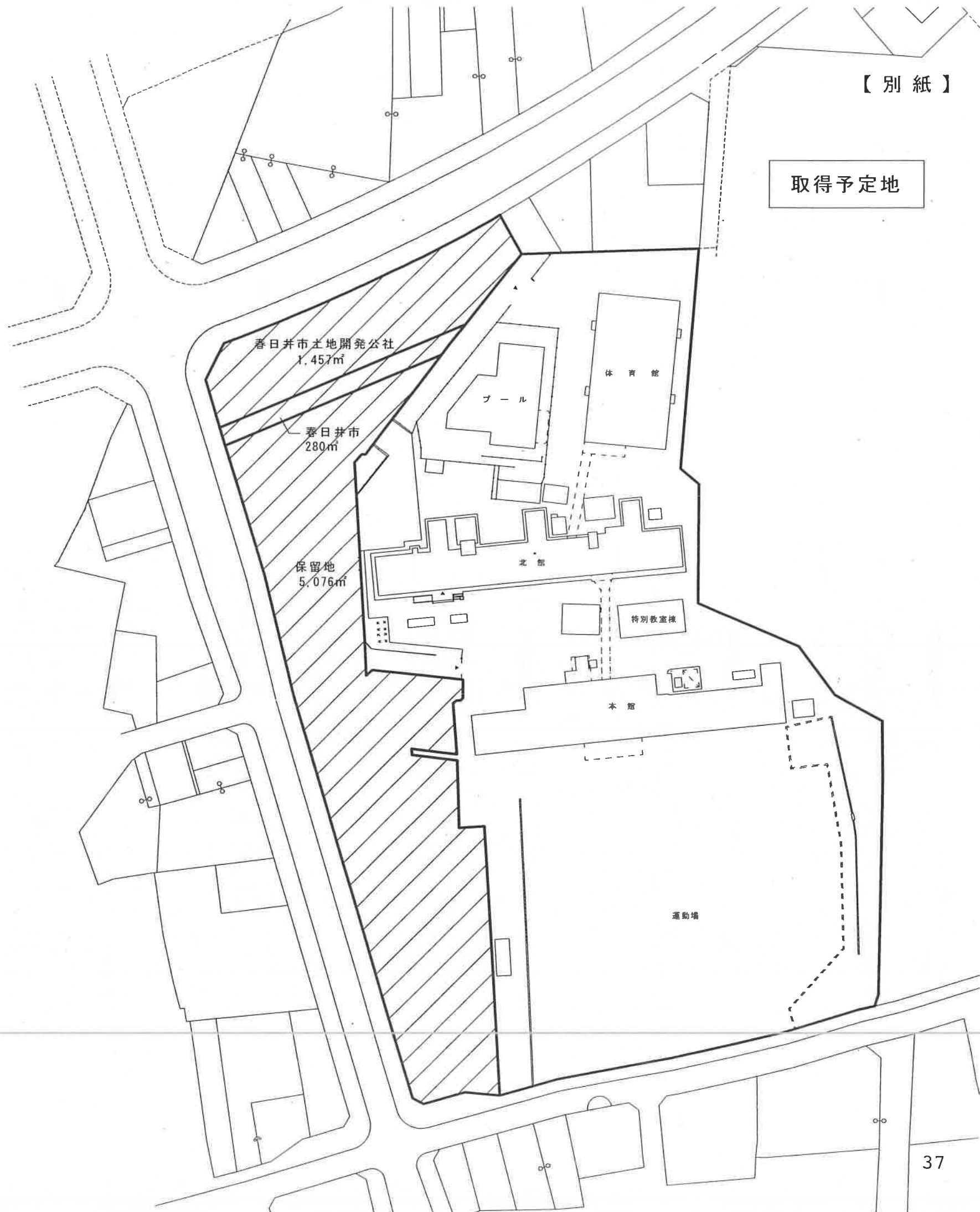
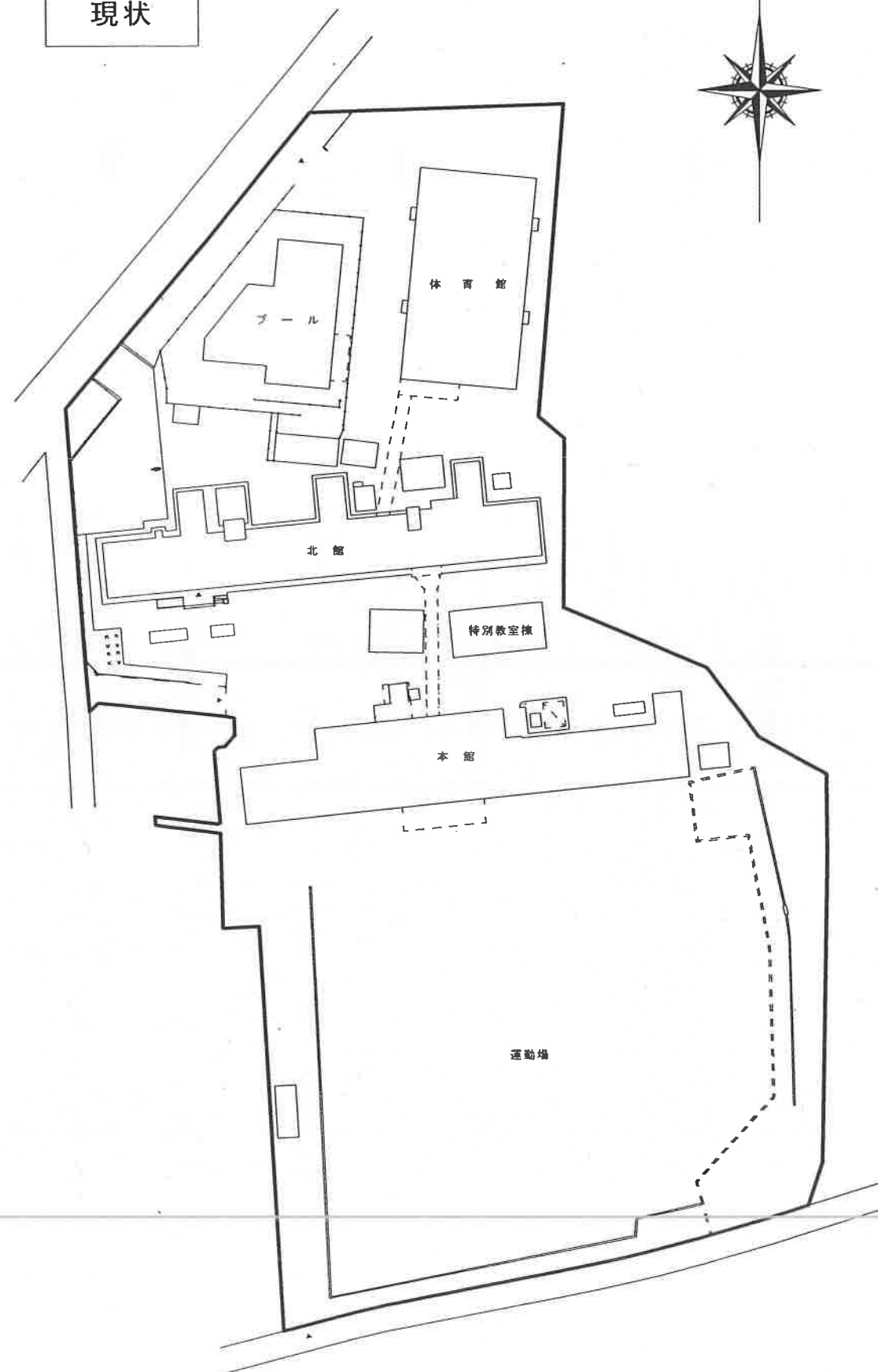
現在、春日井小学校校区では西部第一土地区画整理事業（組合施行）が実施されており、保留地処分が計画されている一部を取得し、有効な活用方法を検討した上でリニューアル事業を実施するのが最善と考えられるため、実施時期を第2期計画期間（令和9（2027）～令和18（2037）年度）に変更します。

【春日井小学校学校用地の現状と取得予定地（別紙参照）】

学 校 用 地	面 積 (m ²)
① 現 状	16,720
② 取得予定地	6,813

現状

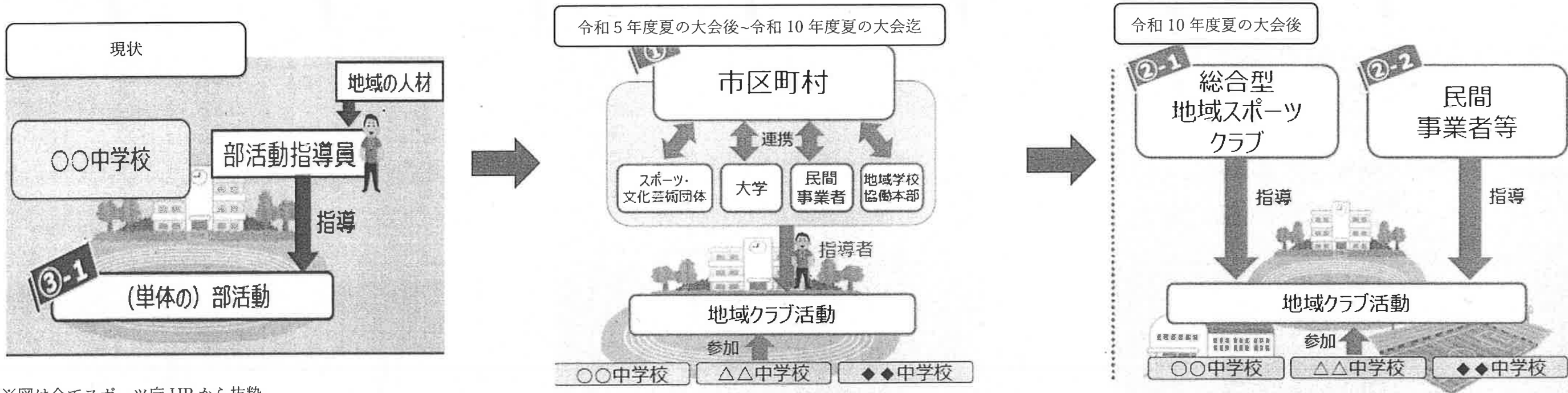
取得予定地



報告 8 部活動の地域移行について

部活動の地域移行について

◎子どもたちが、将来にわたって、スポーツ・文化活動に親しむ機会を確保しつつ、教員の負担軽減との両立を図るため、先ずは、
休日の部活動を地域等主体の地域クラブ活動に移行します



※図は全てスポーツ庁 HP から抜粋

1 課題

- ①少子化の進展により、学校単位での活動が困難
- ②指導を担う教員の負担が大きく、指導を希望しない教員が増加
- ③外部指導者が不足

2 学校管理下の部活動から市教委管理下の地域クラブ活動へ

- ①担い手は、兼職兼業教員、部活動指導員、競技団体からの派遣等
- ②指導する者への謝金・参加生徒の保険は、市が負担（国の補助金が創設された場合は活用）
- ③市教委管理下の地域クラブ活動から、地域等主体の地域クラブ活動移行に向けた環境整備
- ④平日の部活動は、各校で検討・試行・共有

3 市教委管理下の地域クラブ活動から地域等主体の地域クラブ活動へ

- ①担い手は、競技団体、スポーツ少年団等の既存活動団体、教員・保護者有志設立の社会活動団体、総合型地域スポーツクラブ等
- ②受皿が確保できなかった活動はその地域での活動をやめ、参加者は近隣の地域活動、若しくは、地域にある活動へ移行
- ③活動に参加するために必要な費用は、受益者負担。但し、家庭の経済状況で活動への参加が制限されないよう、就学援助費目の拡大を検討
- ④平日の部活動は、教員の勤務時間内までの活動を目指し、休日の部活動同様、地域クラブ活動の参画を促進